

学位論文要旨および審査要旨

氏 名 大塚 陽子

学位の種類 博士(社会学)

学位授与年月日 1999年3月31日

学位論文の題名 **福祉国家・家族・ジェンダー**

- 労働生活と家庭生活との調和が可能な福祉国家のありかたを目指して -

【論文内容の要旨】

1. 本論文の研究課題

本論文(学位請求論文)は、著者が博士課程に在籍中に学習・研究した成果を集大成したものであり、この間公表された2本の論文と1本の研究ノートを基礎としている。著者は、博士課程在籍中、1996-1997年度デンマーク政府奨学金を獲得してコペンハーゲン大学に留学し、また、家族変動と家族政策に関する国際研究プロジェクトのメンバーとして研究活動に参加し報告を行なうなど、ヨーロッパにおける家族研究の中に身を置き、研究交流を行なう中で問題意識を養ってきた。本論文は、その成果を示すものとなっている。

本論文における著者の問題意識は、福祉国家の諸政策が、ジェンダー平等を促進し、自立を推し進めた要素をもつことを認め、とりわけ北欧諸国が高い到達点にあることを認めつつも、なお残るジェンダー不平等に注目し、その要因を福祉国家の諸政策、および、家族とジェンダーを埋め込んだ福祉国家、という二つの点から解明しようとするところにある。その際、著者は「家族義務(family obligations)」と「個人単位制」の概念を分析の中心に置き、福祉国家の諸政策が現実的にも理論的にもジェンダー不平等を帰結するに至るプロセスを具体的に検討し、その中から、オルタナティブを探ろうとする。この点が著者の獨創性である。加えて、ジェンダー不平等をペイド・ワーク時間とアンペイド・ワーク時間の配分問題としてとらえかえし、北欧における研究を踏まえ、ジェンダー視点にたった生活時間研究の方向を模索している。

2. 本論文の章節構成

序章

第1節 ヨーロッパにおける「福祉国家」「家族」「ジェンダー」をめぐる状況

第2節 「福祉国家」と「ジェンダー」をめぐる研究動向

第3節 本論文の目的

第4節 本論文の構成

第1章 デンマークの福祉制度と家族・ジェンダー

第1節 デンマークにおける家族の現状

第2節 デンマークにおける個人単位の福祉制度と家族

第3節 デンマークの個人単位制とジェンダー的平等

第2章 ペアレンティング・プログラムにみるイギリスの福祉国家と家族

第1節 イギリスの福祉国家への過程と「家族の位置づけ」

第2節 家族義務とペアレンティング・プログラム

第3節 公的保育施設と親休暇制度の未発達

第3章 福祉国家と時間・ジェンダー

第1節 ジェンダー視点から見た生活時間調査の方法と問題点

第2節 女性の日常生活とインタビュー調査

第3節 「女性的な時間」と「男性的な時間」の流れの相違と関係

第4節 福祉国家と時間

結章

第1節 「福祉国家」「家族」「ジェンダー」の3者関係

第2節 21世紀に向けた国家による家族サポートの展望

参考文献 一覧

3. 本論文の要旨

序章は、著者の本論文における課題と分析枠組みを提示するものである。著者は、戦後ヨーロッパ諸国が、国民との間に「労働」と「福祉」をめぐる相互理解を前提とした「福祉国家」として進んできたとし、その「危機」のなかで「家族」に対する国家の政策的関心が強まり、その一方で、福祉国家の諸政策の影響が男女一様ではないとするフェミニストによる現代福祉国家の家父長制的性格への批判が起り、これを背景に、「福祉国家と家族サポート」；「福祉国家とジェンダー的平等」が政策的かつ理論的課題となったとしている。著者は、A. オーロフらが、G. エスピング・アンデルセンの「福祉国家類型論」に立脚しつつも、その脱・商品化指標を批判し、ジェンダー指標による福祉国家類型化を提起していることに注目し、福祉国家研究にジェンダー視点を取り入れられたことによって、福祉国家を支えているアンペイド・ワークの存在がクローズアップされ、ペイド・ワークとともに総合的に評価を行なう試みが進んできたことを高く評価する。それと同時に、指標化が、労働市場、社会保障制度といった“見える”領域から行われ、実態とずれるのではないかという疑問を提起し、アンペイド・ワークを含む“見えない”領域のジェンダー的再編を展望できる福祉国家研究の必要性を強調している。そのために、著者は、「家族」の導入を図る。その目的は、国家と家族の間での責任（responsibility）のシェアの度合とジェンダー平等の関係を明確化すること、さらに、ジェンダー平等を担保するはずの「個人単位制」が「家族義務（family obligations）」の存在によって、ジェンダー不平等の解消につながらないこと、を具体的政策とその結果の検討から実態的に明らかにし、同時に「福祉国家」「家族」「ジェンダー」という三者の理論的関係を明らかにすることである。著者は、この目的を追求する対象として「類型」の異なる二つの福祉国家デンマークとイギリスをとりあげる。さらに「見えない」領域でのアンペイド・ワークを可視化し、そのジェンダー不平等な担われ方を明らかにするために「時間」配分を指標として選択することの意義を強調し、生活時間調査のジェンダー的再編の方向性及び時間のジェンダー化について議論している。これらは、従来の北欧研究に一石を投じる魅力あるテーマと方法を含んでおり、著者の独創性を示すものである。

第1章では、著者は、社会民主主義的福祉国家として類型化されるデンマークでは、個人原則、男女平

等、中立的家族政策を理念とし「個人単位制」の制度・政策が展開されており「ジェンダー平等」は、相対的に高いレベルで達成され、また、国家と家族の責任のシェアという点でも「家族義務」の内容をなす経済的扶養およびケア労働について、教育など社会化可能な部分については、国家がシェアしており、家族への負担は軽減されていると指摘する。しかし、著者は、この段階においてもなお、ケア労働のなかの社会化されづらい部分としての子どもの「世話の義務」が家族内にアンペイド・ワークとして残り、それが依然として女性に多く配分されていく状況を両親休暇の取得状況や家事・育児に関する性別役割分担の現状、子どもを持つ男女の生活時間比較から具体的に明らかにし、その配分の不平等が、雇用や社会保障にわたるジェンダー不平等を再生産していると指摘する。著者は、その要因を「家族義務」が両親単位であって個人単位化されていないことに求め、その背後に「近代家族」が今なお政策単位として機能していると見なし、政策対象を徹底して個人単位化することにより、現在の福祉国家においてもさらにジェンダー平等を進展させる政策的可能性があるかと主張する。この章は、単に制度紹介に墮すことなく、その制度政策の遂行されるプロセスに即して、どのような問題が浮かび上がるのか、その問題の性質はなにかを解明しており、その過程で福祉国家・家族・ジェンダーの三者関係を実証的かつ理論的に浮き彫りにすることに成功していると思われる。その意味で、この章は、本論文全体の枠組みを示すものとなっている。

第2章では、デンマークとは異なる福祉国家類型に属するイギリスを対象とし、その福祉国家化の過程において、国家による「家族に対する見えない介入」が存在したことを明らかにし、イギリスにおいても、「家族義務」をめぐる国家と家族の責任分担関係を読みとりうることを主張する。著者はこの章において、J・ミラーらによる「家族義務」の内容区分 - 「経済的な義務」と「ケアの義務」 - に対し、さらに「ケアの義務」を「教育・しつけ・監護の義務」と「世話の義務」とに区分することによって「家族義務」をめぐる国家と家族の関係を浮かびあがらせようとする。そのために著者は、イギリスにおけるペアレンティング問題をとりあげ、近年の「ペアレンティング・プログラム」を中心に、詳細な紹介を行ない、それが「ケアの義務」のうち、「教育・しつけ・監護の義務」にかかわる援助プログラムであり、民間のプログラムとして出発しながら政府が資金援助やリサーチ・プロジェクトの設置などで積極的に支援してきたことを明らかにすると共に、その反面「世話の義務」に関しては、公的保育施設や親休暇制度の未発達に見られるように、国家は「家族義務」のシェアに対する責任を免れ、家族に対して過大な自己責任を負わせていることを明らかにしている。この「世話の義務」が事実上「家族責任」とされることによって、親である男女のジェンダー平等が損なわれざるをえないのだと主張している。デンマークとは異なる国家・家族のシェア関係にありながら、また「個人単位制」を原則とするデンマークと「核家族単位制」を原則とするイギリスという相違をもちながら、結果としては、「世話の義務」のシェアをめぐるジェンダー不平等が再生産されているという点で、デンマークと共通しているという。

第3章では「家族義務」、とりわけ「世話の義務」に費やす時間がアンペイド・ワークの核心であるという前提の下に、1990年前後にデンマークと日本において実施され、比較可能と考えられる3つの調査、すなわち『国民生活時間調査(1995)』、『社会生活基本調査(1996)』、および『デンマーク人の日常生活』(1988)を検討し、それらが、女性へのアンペイド・ワーク時間の偏った配分を明らかにしており、両国を比較すると、調査方法、行動分類において、デンマーク調査が、よりジェンダー・センシティブであると評価する。行動の頻度や順序、連続性、個人によるその時間の意味付けによる分析を見出せないのは、量的調査の限界であるとし、インタビュー調査に目を向ける。著者は、時間を「女性的時間 (female time)」と「男性的時間 (male time)」として区分し、いわば、時間のジェンダー化ともいえる研究をおこなって

いるK. デービスに注目し、彼女のスウェーデン女性に対するインタビュー調査の事例から、女性の生活時間の特徴を炙り出そうと試みている。著者は、この二つの時間を対立的にとらえておらず、いずれも人間生活にとって必要な時間であるとし、それらがジェンダー的に配分されるのではなく、個人の具体的状況に即してバランス良く配分される必要があると強調する。その現実的可能性を示す事例として、ノルウェーでの両親休暇制度が、イレギュラーなケア労働に合わせて日程、時間をフレキシブル化し、「男性的時間」の流れを弱め、男であっても女であってもその個人にとって望ましい時間配分 - 「個人バランス」 - の実現に進んでいると高く評価している。

結章では、著者は、福祉国家がその政策を形成するに当たって、家族を政策単位とすることから脱却し、政策対象の徹底した個人単位化を主張する。その際の「個人モデル」を、現状のようなペイド・ワークのみを担って、アンペイド・ワークである「世話の義務」を担わぬ父親労働者ではなく、むしろ、ペイド・ワークもアンペイド・ワークも担わざるをえないシングルマザーをモデルとして「個人モデル」を再編することを提案する。ここにおいてようやく「個人単位制」はジェンダー平等を保障し得るのだとして、21世紀での福祉国家・家族・ジェンダーの新たな三者関係を政策と理論の両面にわたって切り開く糸口を示して、本論文を閉じている。

【論文審査の結果の要旨】

審査委員会では、公聴会を踏まえ、慎重に審議を行なった結果、次のような見解に達した。

第一に、本論文が依拠しているのは、主に北欧における「国家と家族」「福祉国家とジェンダー」をテーマとする諸研究であり、調査報告である。著者が本論文の基礎概念としている「家族義務」は、J. ミラーとA. ウォルマンによって組織され、EU諸国とノルウェーを加えた16カ国における「ヨーロッパにおける家族義務の範囲」に関するプロジェクトの総括報告、および、その各国ヴァージョンであり、デンマークヴァージョンは、I. コッホ ニールセンによってまとめられたものである。これらはヨーロッパにおける「国家と家族」研究の動向を示すものである。また、著者によって一部翻訳・紹介されたThe Equality Dilemma (1993, デンマーク男女平等委員会) は、北欧における研究動向を如実に示すものである。これらに加え、著者は、Nordic Council, NIKK (Nordic Institute for Women's Studies and Gender Research) 北欧諸国のEqual Status Councilの調査研究報告・基本統計、イギリスのFamily Policy Studies Centerの活動状況をも踏まえて、本論文を編んでいる。本論文は、留学の成果をいかに示しており、博士課程3年間の研鑽の成果たりうるものとして評価したい。

第二に、「家族」と「ジェンダー平等」がともに福祉国家にとっての取り組むべき課題に座ったという認識は的確であり、それから導かれる「福祉国家」「家族」「ジェンダー」の関係を問うというテーマ設定は、的確である。問題意識の確かさとテーマの今日性は評価できるものである。

第三に、「個人原則」の理念を議会において確認し、雇用・社会保障など生活の根幹を支える諸制度の政策対象を「個人単位」としながら、法・政策レベルでの「家族義務」を規定するデンマークを対象に、「個人単位制」と「家族義務」の併存という「矛盾」をつき、この点を「子どもを持つ家族」における「家族義務 - 親義務」が果たされていく具体的な状況を詳細に追い、その中から福祉国家におけるジェンダー不平等の再生産を解明しようとしている点に著者の独創性と着実な研究姿勢を見て取れる。これは、フェミニストの福祉国家批判 - 「家族とジェンダーを埋めこんだ福祉国家」 - を継承し、指標化の対象になりにくい「みえにくい領域」においてその批判を検証する方法を提起したものとして、その意義を押さえるこ

とができよう。

第四に、J・ミラーとA・ウオルマンによる「家族義務」に修正を加え「ケアの義務」を「教育・しつけ・監護」と「世話の義務」に区分したことは評価できる。この区分によって「世話の義務」-特に子どもへの-こそが「家族義務」として家族内に残り、ジェンダーに不平等に配分されるアンペイド・ワークとなることを明らかに出来たからである。また、この「世話の義務」によって、イギリスでの「ペアレンティング・プログラム」を分析し、イギリスにおけるジェンダー不平等の生成を説明する試論を提示することにも成功したのだといえる。

欧米では、1970年代以降ジェンダー視角からの福祉国家研究 (gendering welfare state) の潮流があるが、福祉国家におけるジェンダー問題は、日本においては正面きって論じられたことがないという現状にあって、本論文は、意義のあるものと考えられる。北欧研究としてあらたな研究視角を切り開くものとして評価できよう。審査委員会は、本論文が、学位請求論文としてふさわしい研究内容であると判断する。

以上のような評価にたって、今後の課題を指摘しておきたい。北欧福祉国家がジェンダー不平等を解消できないながらも、男女の平等・福祉の充実という点で、高い水準に達していることは周知の事実である。本論文では、「解消できない要因」については一定の解明に成功しているが、なぜ高い到達点を築けたのか、については触れられていない。それは北欧経済の発展にともなう女性労働力政策によるものか、北欧フェミニズムのリーダーシップによるものかなどなど、解明すべき課題は多い。また、北欧の場合、自治体の果たす役割が大きいことを考えると「国家と家族」の責任分担という枠組みに、自治体を組み込む必要性があるのではないか。いずれにせよ、この論文で取り上げられたテーマは、福祉国家、家族、ジェンダーというそれぞれの領域での内外の豊かな蓄積を持つわけであるが、それらについて研鑽を深めると同時に、当該領域での日本における論争についても十分な目配りを期待したい。今後、発展的にテーマの限定を行なう必要もあろう。なお、資料や統計データの適切な利用について習熟することは実証研究には不可欠であることを指摘したい。また、叙述の未熟さや形式的瑕疵が散見されるが、今後の努力による改善を望みたい。

【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は、学位請求論文を精読し、公聴会と2回の審査委員会を開催し、慎重な審査を行なった。審査委員会は、著者が当該分野における理論的到達点を踏まえ、独自の理論提起と実証的研究の能力を有すること、国際的な研究活動に必要な語学能力を2カ国語以上備えていることを確認した。審査委員会はまた、学位請求者が本専攻科在籍中に学則に基づいて所定の単位を取得したことを確認した。以上に基づき、審査委員会は、本学学位規定第18条第1項にもとづき、学位を授与することが適当であると判断する。

審査委員 (主査) 中川 順子 立命館大学産業社会学部 教授
飯田 哲也 立命館大学産業社会学部 教授
加藤 園子 立命館大学産業社会学部 教授